

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

(1) 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の内容	処分関係	維持・管理	その他	計
件数	11 (0)	0 (0)	2 (2)	13 (2)

※ () は法律相談で内数

(2) 寄付金の受入れ及び配分

本年度は、できる限り費用をかけずに効果的な普及に努めることを基本に、当センターホームページに掲載していたパンフレットの内容を見直すとともに、これまで検索エンジンでのキーワード入力では検索できなかったため、HTML化を行い、一般的な検索が可能となるよう改善しました。

(3) 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 次の2点を主要課題とするプロジェクト研究を実施しました。

a 法人化前後における国立大学の財務諸側面（資金の獲得・配分・利用状況）に関する変化を実証的に明らかにすること。

b 法人化後の各国立大学の実態調査を行い、先進事例の分析を行うこと。

イ 法人化前後の国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究

a 法人化前の実態調査

平成16年3月に実施した学長・事務局長を対象としたアンケート調査の詳細分析を行い、その分析結果を「国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究」としてとりまとめ、公開しました。

b 法人化後の実態調査

上記の他に、国立大学法人化後の実態の把握と質問紙調査の設計にむけた情報収集のため、4大学（福岡教育大学、九州大学、岩手大学、秋田大学）への訪問調査を実施しました。

② 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

ア OECD－IMHE 翻訳報告書の刊行

OECD－IMHE 翻訳報告書「大学経営危機への対処」を6月に刊行しました。

イ 米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究

米国州立大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行いました。(インディアナ大学、エイロン大学)

ウ 欧州における先進的学内資金配分システムについて調査・研究

欧州の諸大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行いました。(イタリア・カターニャ大学、ポルトガル・リスボン大学)

③ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

ア 関係資料の収集

「国立大学の財務」を刊行しました。また、国立大学法人の財務諸表とその他財務資料(予算、収支計画、資金計画)等を収集しました。

イ 国立大学法人の財務・経営に関する分析

財務・経営に関する分析指標としての指標群(財務の健全性・安定性、活動性、発展性及び効率性)の研究開発を行いました。

④ IMHE 事業等への参加

当センターは、OECDの高等教育経営研究事業(IMHE)と英国の高等教育ファンディング・カウンシル(HEFCE)の共同提案による「国際高等教育財政経営プロジェクト」に参加しています。

平成17年度は、“Trends in the Management of Human Resources in Higher Education”へ参加するとともに、フィンランド・タンペレ大学アレンバラ教授との大学の財務・経営についての情報交換など各種協議を実施しました。また、国際シンポジウムの開催、外国人客員教授の招聘、日英高等教育に関する協力プログラムへの参加等を行いました。

⑤ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会、研究紀要の刊行等を行いました。

(4) セミナー・研修事業の開催・実施

平成17年度のセミナー・研修事業の実施については、センター法、国立大学法人法及び当センターの中期目標等の趣旨に沿って、受講対象者の意向等を踏まえ、以下のセミナー・研修を開催、実施しました。

① 大学トップマネジメントセミナー

ア. 大学トップマネジメントセミナー

対象者：各国立大学法人等の役員等

開催日：平成17年9月21日(水)・22日(木)

場所：学術総合センター

参加者数：165名

イ. 国立大学病院経営セミナー

対象者：各国立大学法人の学長、役員、事務局長、病院長等

開催日：平成18年12月1日(木)・2日(金)

場所：学術総合センター

参加者数：170名

② 大学財務・経営セミナー

対 象 者：各国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長

開 催 日：平成18年10月20日（木）「人事・労務の部」・21日（金）「財務・会計の部」

場 所：学術総合センター

参加者数：170名（20日）・167名（21日）

③ 大学職員マネージメント研修

対 象 者：各国立大学法人等の財務担当課長、係長

開 催 日：平成18年1月25日（水）～27日（金）

場 所：学術総合センター

参加者数：286名

（5）国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通してマネージメントに関する情報の提供及び交流を行いました。

- ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供
- ② 「国立大学法人経営ハンドブック」第2集等の作成・配布
- ③ 「国立大学の財務」（平成17年度版）の刊行・提供
- ④ 国立大学法人等財務管理に関する協議会の開催等

（6）財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営に関し、次の協力・助言を行いました。

① 共通課題の情報提供と国立大学等の求めに応じた経営相談

当センターホームページの「国立大学法人等の経営改善方策の事例募集・紹介窓口」に、附属病院の経営改革（滋賀大学）、旅費業務のアウトソーシング（北海道大学）の事例を掲載しました。また、サビー（文書検索）システムを導入し、事例等の事項の把握、収集を開始しました。

② 不用教育研究用機器の有効活用

教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」を管理運用しており、平成17年度はパンフレットの配布を行い、事業の趣旨の普及やシステムの理解に努めました。

（7）大学共同利用施設の管理運営

大学共同利用施設の運営管理については、①学術総合センターの共用会議室の管理運営、②キャンパス・イノベーションセンターの管理運営を実施しました。

（8）国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

平成17年度は、システムの仕様書（案）を作成しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成17年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業

① 一般概況

平成17年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、33の国立大学法人の69事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成17年度に貸付を行った33国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成17年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(27大学法人) (41事業) 43,560	(5大学法人) (6事業) 6,806	(28大学法人) (47事業) 50,366	(28大学法人) (47事業) 49,462	—	(15大学法人) (19事業) 904
病院特別医療 機械整備費	(20大学法人) (20事業) 21,940	(1大学法人) (2事業) 137	(21大学法人) (22事業) 22,077	(21大学法人) (22事業) 21,764	—	(16大学法人) (16事業) 313
合 計	(32大学法人) (61事業) 65,500	(5大学法人) (8事業) 6,943	(33大学法人) (69事業) 72,443	(33大学法人) (69事業) 71,227	—	(23大学法人) (35事業) 1,217

※ 翌年度繰越額・・・貸付の対象として予定していた国立大学法人の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人への資金貸付を翌年度に繰り延べしたもの

※ 貸付不用額・・・年度当初予定していた貸付金額に対し、国立大学法人の事業費縮小により貸付する必要がなくなったもの

⑤ 調達財源

平成17年度の貸付財源は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額		前年度繰越額	予算現額		調達実績額		財政融資資金借入不用額	債券発行差金
	財政融資資金	債券発行		財政融資資金	債券発行	財政融資資金	債券発行		
施設整備費	43,560	—	6,806	50,366	—	49,462	—	904	—
病院特別医療 機械整備費	16,940	5,000	137	17,077	5,000	16,766	4,998	311	2
合 計	60,500	5,000	6,943	67,443	5,000	66,229	4,998	1,215	2

※ 財政融資資金借入不用額と債券発行差金は、上記④の貸付不用額に対応するものです。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	前年度末 債務残高	財政融資資金等への償還等				国立大学法人からの回収等		
		借入額	元 金 償還額	利 子 支払額	年 度 末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額	年 度 末 貸付残高
財政融 資資金	54,404	66,229	23	891	120,610	23	894	125,608
センタ ー債券	—	5,000	—	—	5,000			
合 計	54,404	71,229	23	891	125,610	23	894	125,608

※ 年度末債務残高と年度末貸付残高との差額は、債券発行差金です。

※ 財政融資資金等への利子支払額と国立大学法人からの利子回収額との差額は、債券発行諸費用に充当しています。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

③ 債務の償還状況

(単位：百万円)

区 分	債務承継額	前年度末 債務残高	平成17年度			国立大学法人 からの回収額	
			元 金 償還額	利 子 支払額	年 度 末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	927,607	75,931	28,014	851,676	75,931	28,014
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	927,607	75,931	28,014	851,676	75,931	28,014

※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の97事業に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行いました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

※ 平成17年度末現在の残高 451億円

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（27頁「※一定割合」をご参照下さい。）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成17年度は、11国立大学法人から407百万円の納付がありました。

③ 交付実績

平成17年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額 (交付決定額)	支払済額	翌年度 繰越額	不用額
営 繕 事業費	(90大学法人等) (91事業) 5,502	—	(90大学法人等) (91事業) 5,502	(90大学法人等) (91事業) 5,502	—	—
不動産 購入費	(3大学法人等) (3事業) 4,840	—	(3大学法人等) (3事業) 4,840	(3大学法人等) (3事業) 4,840	—	—
施 設 整備費	—	(3大学法人等) (3事業) 1,848	(3大学法人等) (3事業) 1,848	(3大学法人等) (3事業) 1,838	—	(3大学法人等) (3事業) 10
総 計	(90大学法人等) (94事業) 10,342	(3大学法人等) (3事業) 1,848	(90大学法人等) (97事業) 12,190	(90大学法人等) (97事業) 12,180	—	(3大学法人等) (3事業) 10

※ 翌年度繰越額・・・交付決定した国立大学法人の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人への資金支払いを翌年度に繰り延べしたもの

※ 交付不用額・・・交付決定額に対し、国立大学法人の事業費の縮小により交付する必要がなくなったもの

(4) 旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは法人設立当初、施設費貸付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	99億円	平成16年度一部(2万2千㎡) 売却済み
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	国立新美術館建設用地として 貸付

② 上記財産の平成17年度における管理処分状況は以下のとおりです。

- ア. 大阪大学医学部等跡地の状況
平成18年2月に売却いたしました。
- イ. 広島大学本部地区跡地の状況

地元自治体である広島市と取得について協議を行っています。

ウ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

国立新美術館建設用地として文化庁に貸付を行いました。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成17年度の経常利益は、△11,168百万円となっています。これは施設費交付事業に要した経費は、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計によるものです。施設費交付事業として国立大学法人等に交付した施設費交付金は経常費用に計上されることとなりますが、会計処理上、見合いの経常収益が計上されないため、経常利益は一旦赤字となります。その後、当該経常利益の赤字に見合う額のセンター法第15条積立金取崩額が計上されて、結果的に当期総利益は損益均衡となる仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成17年度
経常費用	41,037
経常収益	29,870
経常利益	△ 11,168
当期純損失	△ 11,168
センター法第15条積立金取崩額(※)	11,168
当期総利益	—

※ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第15条第5項に基づく積立金取崩額

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成17年度末の資産は、1,025,155百万円となっています。このうち851,676百万円は承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成17年度
資産の部	1,025,155
負債の部	980,054
資本の部	45,100
負債資本合計	1,025,155

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は225頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。)
さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金（附属病院等の整備を対象）及び施設費交付金（附属病院以外の整備を対象）があります。

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国の実現を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が著しく、第3期科学技術基本計画（平成18年閣議決定）などにおいても、その改善が最重要の課題とされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っており、上記の課題に対応するため、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備を進めることが求められています。

(参考)

科学技術基本計画（抜粋）

平成18年3月28日閣議決定

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。

その際、特に大学には次世代をリードする研究者など優れた人材の輩出が要請されていることから、創造的な学問、研究の場にふさわしい環境・雰囲気の醸成が求められる。

① 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備

国立大学等施設緊急整備5か年計画により、優先的に取り組んできた施設の狭隘解消は計画通り整備されたものの、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による老朽改善需要とあいまって、老朽施設は増加した。また、平成13年度以降新たに設置された大学院への対応、若手研究者の教育研究活動スペース確保への対応、新たな診断・診療方法の開発に伴う研修・実習への対応など、新たな教育研究ニーズも発生している。

1960年代から1970年代にかけて大量に整備されてきた国立大学法人等の施設の老朽化が深刻化しており、機能的な観点から新たな教育研究ニーズに対応できないだけでなく、耐震性や基幹設備の老朽化など安全性の観点からも問題があるため、国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。

国立大学法人等において必要な整備面積は約1,000万平方メートルに達している。国は、

このうち、卓越した研究拠点、人材育成機能を重視した基盤的施設について、老朽施設の再生を最優先として整備する観点から、第3期基本計画期間中の5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する。

また、長期借入金等により整備を進めている大学附属病院や国立高度専門医療センターについては、引き続き、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう、着実に計画的な整備を進めることを支援する。

国立大学法人等は、全学的視点に立った施設運営・維持管理や弾力的・流動的スペースの確保等の施設マネジメント体制を一層強化するとともに、産業界・地方公共団体との連携強化、寄付・自己収入・長期借入金・PFI（民間資金等活用事業）の活用など、自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することが求められる。国は、国立大学法人等のこのような改革への取組を促進するために、必要な制度の見直しを行うとともに、国立大学法人等の取組を積極的に評価した上で、優先的な資源配分を行う。

（2）大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覽

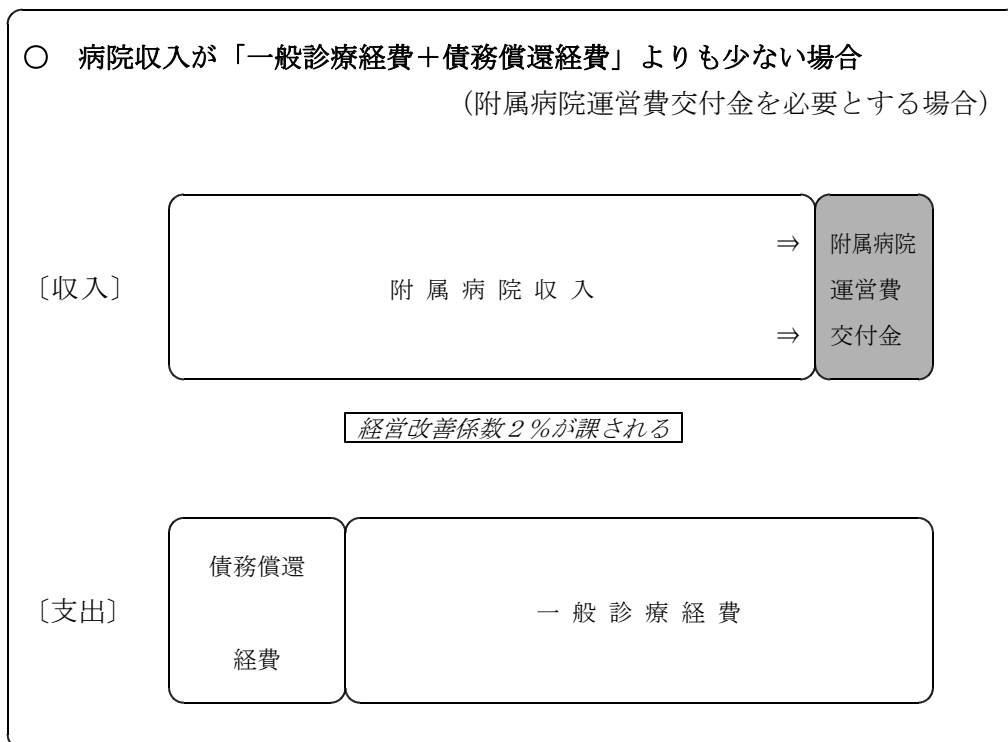
	大学名	区 分		大学名	区 分
1	北海道大学	医学部・歯学部附属病院	22	滋賀医科大学	医学部附属病院
2	旭川医科大学	医学部附属病院	23	京都大学	医学部附属病院
3	弘前大学	医学部附属病院	24	大阪大学	医学部附属病院
4	東北大学	医学部・歯学部附属病院			歯学部附属病院
5	秋田大学	医学部附属病院	25	神戸大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院	26	鳥取大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院	27	島根大学	医学部附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院	28	岡山大学	医学部・歯学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院	29	広島大学	医学部・歯学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院	30	山口大学	医学部附属病院
		研究所附属病院	31	徳島大学	医学部・歯学部附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院	32	香川大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院	33	愛媛大学	医学部附属病院
12	新潟大学	医学部・歯学部附属病院	34	高知大学	医学部附属病院
13	富山大学	大学附属病院	35	九州大学	医学部・歯学部・研究所附属病院
14	金沢大学	医学部附属病院			36
15	福井大学	医学部附属病院	37	長崎大学	医学部・歯学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院	38	熊本大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院	39	大分大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院	40	宮崎大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院	41	鹿児島大学	医学部・歯学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院	42	琉球大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院			

(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対しては、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の一般診療経費に係る運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、「病院収入」と「附属病院運営費交付金」で対応



【注】

- ・病院収入で一般診療経費と債務償還経費を賄えない場合は、国立大学法人全体の運営において附属病院経費が負担とならないよう「附属病院運営費交付金」を措置
- ・病院収入が一般診療経費と債務償還経費の合計額と同じ、あるいは上回っている場合は、「附属病院運営費交付金」は措置されない
- ・附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課される（病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」を上回る場合は、経営改善係数は課されない。）

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、平成18年12月1日現在において当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人の業務の見直しについて

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で、独立行政法人の組織・業務全般の見直し等が行われることとなっております。その中で、融資業務等を行う独立行政法人については、当センターのように平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされました。

平成18年11月27日、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめました。この方向性を踏まえ、当センターの主務大臣である文部科学大臣が作成した組織・業務の見直し案については、平成18年12月24日、行政改革推進本部において下記の通り決定されました。

今後は、平成21年度から期間が始まる次期「中期目標」、「中期計画」等に、この見直し内容が反映されることとなっております。

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、国立大学財務・経営センターとして真に担うべき業務に特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、具体的な検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにすることとする。

第1 事務及び事業の特化

国立大学財務・経営センターは、従来の国立学校特別会計が有していた長期借入金や土地処分収入をもって国立大学法人全体の施設整備財源とする仕組みを承継し、国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るとともに、併せて国立大学法人等の財務・経営に関する調査・

研究や情報提供等を実施することにより、経営体質の強化や財産処分促進など国立大学法人等の財務及び経営の改善を図り、全体として国立大学等における教育研究の振興を支援してきた。

このような状況をも踏まえつつ、国立大学財務・経営センターが実施する事務及び事業について、融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化することとし、機能の明確化等を図ることとする。

その上で、特化した業務の実施主体の在り方については、次期中期目標期間の終了時まで、他の法人の業務との一体的実施等の視点を含め更に検討することとする。

融資等業務に特化することに伴い、これまで実施してきた、セミナー・研修事業（大学トップマネジメントセミナー、大学財務・経営セミナー、国立大学病院経営セミナー及び大学職員スキルアップ研修）、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンターの管理運営、寄附金の受入れ及び配分、処分促進方策調査協力者会議による専門的助言及び財産処分関連業務の受託並びに教育研究用機器リユース情報提供システムについては、廃止する。

これに伴い、大学共同利用施設である学術総合センター共用会議室の管理運営の在り方についても、併せて検討するものとする。

なお、セミナー・研修事業、処分促進方策調査協力者会議による専門的助言及び財産処分関連業務の受託並びに教育研究用機器リユース情報提供システムについては、平成 18 年度末までに廃止するものとする。

また、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成 20 年度末までに結論を得るよう検討を行う。

第2 施設費貸付事業の見直し

国立大学法人の附属病院整備の計画的な推進に資するため、財政融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院 P F I 事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院 P F I 導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金を導入する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における国立大学財務・経営センターの任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、国立大学財務・経営センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、国立大学財務・経営センターの財務内容等の一層の透明性

を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている案件については、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。更に、予定価格が少額のため随意契約によることができることとする基準金額を、国に準拠して見直しすることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

国立大学財務・経営センターの保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、施設の効率的な活用を促進し、自己収入の増加等を図る観点から、見直しを行うこととする。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成18年度の貸付は財政融資資金借入金金利に0.2%上乘せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成18年3月末時点で851,676百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当セン

ターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成17年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、1,035,134百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の1,025,155百万円が全体の99.04%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）が851,676百万円であり法人単位の総資産額の82.28%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.91%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部		9,979	1,025,155	1,035,134
	負債の部	847	980,054	980,901
	資本の部	9,132	45,100	54,233
負債資本合計		9,979	1,025,155	1,035,134

(2) 平成17年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、41,864百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の41,037百万円が法人単位全体の98.02%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で30,727百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における29,870百万円が法人単位全体の97.21%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は30百万円となっており、施設整備勘定は当期総利益が損益均衡となる制度設計のため、全て一般勘定によるものとなっています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用		827	41,037	41,864
経常収益		857	29,870	30,727
経常利益		30	△ 11,168 (***)	△ 11,137
当期純利益		30	△ 11,168	△ 11,137
センター法第15条 積立金取崩額 (*)		—	11,168	11,168
当期総利益		30	—	30

※ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第15条第5項に基づく積立金

※※ 当センターの施設費交付事業は、施設費交付金として経常費用に計上されることとなり、当該費用は、当該年度の収益を控除してなお残がある場合は、経常損失に計上した後、センター法第15条第5項に規定する積立金取崩額により充当される制度設計となっています。このように、経常損失が生じているのは、施設費交付事業に係る制度設計上の仕組みによるものです。

(3) 平成17年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、12,184百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の11,168百万円が法人単位全体の91.66%を占めています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	571	11,168	11,739
II 損益外減価償却相当額	261	—	261
III 引当外退職給付増加見積額	22	—	22
IV 機会費用	163	—	163
V 行政サービス実施コスト	1,016	11,168	12,184

(4) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのホームページにより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融资を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成18年度	56億円	30年間

政策コスト分析については、219頁「第5 経理の状況 6.政策コスト分析」に掲載しています。